

第4号様式（第3条関係）

対象文書不開示決定通知書

番 号
平成 年 月 日

公益社団法人霧島市シルバー人材センター
理事長 ⑩

平成 年 月 日付けで開示申出のあった対象文書については、次のとおり開示しないことを決定したので、公益社団法人霧島市シルバー人材センター情報公開要綱第10条第2項の規定により通知します。

開示申出に係る対象文書の名称等	
開示しない理由	
事務担当者	電話番号（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に公益社団法人霧島市シルバー人材センター理事長に対して異議の申出をすることができます。